		その他の者	卒業後、次のいずれかに該当（指導監督的実務経験１年以上を含む） ①　２級の種別の一つの経験が６年以上で、他の種別の経験を通算して12年以上 ②　同上の経験が４年以上６年未満で、他の種別の経験を通算して14年以上	
ハ	専任の主任技術者の実務経験が１年以上ある者	２級合格後３年以上の者	合格後３年以上（専任の主任技術者の実務経験１年以上を含む）	
		２級合格後３年未満の者	学校教育法による ・短期大学卒業者 ・高等専門学校卒業者 ・専門学校卒業者（「専門士」に限る）	卒業後、次のいずれかに該当（専任の主任技術者の実務経験１年以上を含む） ①　２級の種別の一つの経験が２年以上で、他の種別の経験を通算して６年以上 ②　同上の経験が１年６月以上２年未満で、他の種別の経験を通算して７年以上
			学校教育法による ・高等学校・中等教育学校卒業者 ・専門学校卒業者（「高度専門士」「専門士」を除く）	卒業後、次のいずれかに該当（専任の主任技術者の実務経験１年以上を含む） ①　２級の種別の一つの経験が２年以上で、他の種別の経験を通算して６年以上 ②　同上の経験が１年６月以上２年未満で、他の種別の経験を通算して７年以上	卒業後、次のいずれかに該当（専任の主任技術者の実務経験１年以上を含む） ①　２級の種別の一つの経験が３年以上で、他の種別の経験を通算して７年以上 ②　同上の経験が２年３月以上３年未満で、他の種別の経験を通算して８年６月以上
			その他の者	卒業後、次のいずれかに該当（専任の主任技術者の実務経験１年以上を含む） ①　２級の種別の一つの経験が６年以上で、他の種別の経験を通算して10年以上 ②　同上の経験が４年以上６年未満で、他の種別の経験を通算して12年以上	
		その他の者	学校教育法による ・高等学校・中等教育学校卒業者 ・専門学校卒業者（「高度専門士」「専門士」を除く）	卒業後８年以上（専任の主任技術者の実務経験１年以上を含む）	卒業後９年６月以上（専任の主任技術者の実務経験１年以上を含む）
			その他の者	卒業後13年以上（専任の主任技術者の実務経験１年以上を含む）	

ニ	専任の監理技術者の指導を受けた実務経験が２年以上ある者	２級合格者		合格後３年以上（指導監督的実務経験１年以上及び専任の監理技術者の指導を受けた実務経験２年以上を含む）	
		その他の者	学校教育法による ・高等学校・中等教育学校卒業者 ・専門学校卒業者（「高度専門士」「専門士」を除く）	卒業後８年以上（指導監督的実務経験１年以上を含み、かつ５年以上の実務経験の後に専任の監理技術者の指導を受けた実務経験２年以上を含む）	

（注１）表中の「２級」は、２級建設機械施工技術検定を指す。

（注２）高等学校の指定学科以外を卒業した者には、高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第１号）による試験、旧大学入学試験検定規程（昭和26年文部省令第13号）による検定、旧専門学校入学者検定規程（大正13年文部省令第22号）による検定又は旧高等学校高等科入学資格試験規程（大正８年文部省令第９号）による試験に合格した者及び旧高等学校令（大正７年勅令第389号）による高等学校の尋常科、旧青年学校令（昭和14年勅令第254号）による青年学校本課、旧師範教育令（昭和18年勅令第109号）による付属中学校、師範学校予科若しくは青年師範学校予科を卒業又は修了した者を含む（以下同じ。）。

（注３）高等学校を卒業した者（上記区分ニにおける建設機械に関する実務経験年数が卒業後８年以上の場合を除く。）には、旧実業学校卒業程度検定規定（大正14年文部省令第30号）による検定を合格した者を含む（以下同じ。）。

（注４）短期大学を卒業した者には、旧専門学校卒業程度検定規定（昭和18年文部省令第46号）による検定に合格した者を含む（以下同じ。）。

（注５）実務経験年数は、学科試験の前日（平成30年６月16日（土））までで計算する。

（注６）２級合格者の合格後の実務経験年数は、当該試験の合格発表日より計算する。

②　１級建設機械施工技術検定・実地試験の受検資格は、次のイ、ロのいずれかに該当する者とする。

イ　平成30年度１級建設機械施工技術検定・学科試験に合格した者

ロ　平成29年度１級建設機械施工技術検定・学科試験に合格した者

なお、２級建設機械施工技術検定に合格した者は、合格した種別に関する試験科目を免除する。

⑵　２級建設機械施工技術検定

①　２級建設機械施工技術検定・学科試験の受検資格は、次のとおりとする。

平成31年３月31日（日）における年齢が17歳以上の者

②　２級建設機械施工技術検定・実地試験の受検資格は、次のイ、ロ、ハのいずれかに該当する者とする。ただし、イ及びロについては、以下の表に示す年数の実務経験を有する者に限る。

イ　平成30年度２級建設機械施工技術検定・学科試験に合格した者

ロ　学科試験免除者（合格した学科試験と同じ種別を受検する場合に限る。）

１）平成29年度２級建設機械施工技術検定・学科試験に合格した者

２）平成28年度２級建設機械施工技術検定・学科試験に合格した者で、平成29年度以降に行われる連続する２回の技術検定・実地試験を受検しようとする者

学歴又は資格	必要とする実務経験年数	
	指定学科	指定学科以外
学校教育法による ・大学卒業者 ・専門学校卒業者（「高度専門士」に限る）	卒業後、受検しようとする種別の経験が６月以上で、他の種別の経験を通算して１年以上	卒業後、受検しようとする種別の経験が９月以上で、他の種別の経験を通算して１年６ヶ月以上